

長年の功績に感謝し 福元周一郎氏に市民表彰

市民表彰

行政トピックス

平成25年度の枕崎市民表彰受賞者として、教育文化部門において福元周一郎さん(84歳・岩戸町)が選ばされました。市制施行記念日である9月1日、授賞式が南薩地域地場産業振興センターで行われ、多くの出席者が福元さんの長年の功績を労いました。

福元さんは、昭和24年4月から平成元年3月まで小学校教諭・教頭・校長を歴任しました。その経験を生かし、平成元年には枕崎市社会教育指

導員、平成4年には坊泊小学校、別府小学校、桜山小学校の初任者研修指導教員になり、教諭の指導及び地域の青少年の健全育成に寄与してきました。平成8年からは12年間、枕崎市文化財保護審議会委員を務め、任期中は数々の文化財の発掘・指定を行うなど、文化財の保護・活用に多大な貢献をしました。



▲福元周一郎さんと妻の百合子さん

また、平成11年から枕崎地区公民館長を務め、優れた指導力と実行力を發揮し、地域の融和と連帯意識の向上をはかるなど、地域社会の発展のために尽力しました。市制50周年の際に、平成元年からの10年間を綴つた「枕崎市誌十年史」の執筆・編集を行なうなど、長年にわたり教育及び文化の振興に貢献してきました。

秋雨前線の停滞により、大雨による洪水や土砂崩れが発生する恐れがあることを想定した市防災訓練が9月22日、桜山地区で行われ、桜馬場、宇都公民館の住民や消防署、消防団、警察署、自主防災組織などから約450人の参加がありました。

始めに城山センターを避難場所として、防災無線からの土砂災害警戒情報の勧告と避難指示の放送に従い、桜馬場、宇都公民館の住民が一斉避難の訓練を行いました。

その後、桜山小学校では、自衛隊、消防団による水防訓練、まくらざきハーモニーネットワーク委員会と地域の女性たちによる炊き出し訓練などが行われました。

また、3月に導入された屈折はしご付消防自動車の実働訓練もあり、参加者は興味深く見学していました。

大雨を想定し防災訓練

防災訓練



①避難訓練 ②炊き出し訓練 ③応急処置訓練 ④救急手当・搬送訓練 ⑤水防訓練 ⑥屈折はしご付消防自動車の実働訓練

もしものときのため、家族が離れ離れになってしまったときの安否確認の方法や集合場所などを決めておいてください。また、避難場所や避難経路はあらかじめ確認しておくことが大切です。非常用持ち出し袋など防災グッズについても準備や点検など、備えを万全にしておくようお願いします。

■問合せ 総務課危機管理対策係 TEL 72-1111 (内線214)

く見学していました。

避難所・経路などは事前にチェックを

枕崎駅舎 「2013年度グッドデザイン賞」を受賞！

GOOD DESIGN
AWARD 2013



4月に完成した枕崎駅舎が「2013年度グッドデザイン賞」を受賞しました。今後、広く市内外にPRしていく予定です。また、県の魅力ある観光地づくり事業により、来年度までの通算3年間の予定で駅前広場の整備を行なっています。

【審査員コメント（日本デザイン振興会）】

ホームだけになってしまった赤字路線の駅を、地域住民が主導となって新築するというプロジェクト。2,500万という住宅規模の予算で建設した事情から非常に小さく、かわいらしいスケールの駅となった。しかしながら、この小さな駅に込められた人々の思いは大きく、すこし懐かしい印象を与えるデザインのディテールに十分に込められているようだ。駅が経済性と機能性だけを追求してつくられる傾向がますます強くなる中、小粒ながら魅力的な駅が出来たことは注目に値するとして高く評価された。またコミュニティのよりどころとして、駅が担う役割を再確認させた事例として評価された。

<グッドデザイン賞>

公益財団法人日本デザイン振興会が主催。様々に展開される事象の中から「よいデザイン」を選び、顕彰することを通じ、私たちの暮らしを、産業を、そして社会全体を、より豊かなものへと導くことを目的としたデザイン推奨運動。



▲枕崎駅舎を設計・デザインした鹿児島県建築士会南薩支部のみなさん(写真左)と川西康之さん(写真右)

市役所の人事異動

市立病院
異動（9月1日付）

一般職
看護師 田中寛孝 新規採用
看護師 前村奈緒子 新規採用

問合せ 九州農政局鹿児島
地域センター
TEL 099-222-0122

消費者の皆さまへ

○外食店や小売店等において、メニューや店内掲示、商品の容器などをみていただくと、原料米の産地がわかります。

○一般消費者にお米や米加工品を販売提供する場合に、は、产地情報の伝達を行なうことが法律で義務付けられています。

米トレーサビリティ制度

「ご存知ですか？」

米穀事業者の皆さまへ

○お米や米加工品の流通には、取引記録の作成、保存と产地情報の伝達が法律で義務付けられています。

○一般消費者にお米や米加工品を販売提供する場合に、は、产地情報の伝達を行なうことが法律で義務付けられています。